

# 地域づくりの拠点施設

---

## 【概要説明資料】

松阪市役所企画振興部 地域づくり連携課



# 新しい地域づくりの拠点施設 としてのコミュニティセンター

---

地区市民センターや地区公民館などの公共施設については、地域づくりの拠点施設(仮称:コミュニティセンター)とする。

地域づくりの拠点施設は、超高齢化や人口減少社会の中で、市と協働の地域づくりを進めていく住民自治協議会が、地域づくりや地域課題の解決に取り組むための中心拠点とする。その管理運営については、職員配置の見直しを含め、必要な管理運営経費(人件費を含む)を措置し、地域での管理運営を目指していく。

これまでの協議の経過

## ○社会教育委員による

### 「公民館のあり方について(答申)」【平成28年12月20日】

(1) 中央公民館と地区公民館の果たすべき役割

(2) 公民館の組織体制及び施設管理

⋮

②地区公民館を将来的に住民協議会が管理運営することについて

(5) 住民協議会との連携・協働

①住民協議会とのより良い関係づくりについて

②将来的な地区公民館のあり方(住民協議会との融合など)

●平成28年3月 松阪市住民協議会条例が可決

●住民自治のあり方について検討準備を開始

●市内全域に43の住民協議会が設立

【平成24年4月】 され、4年が経過

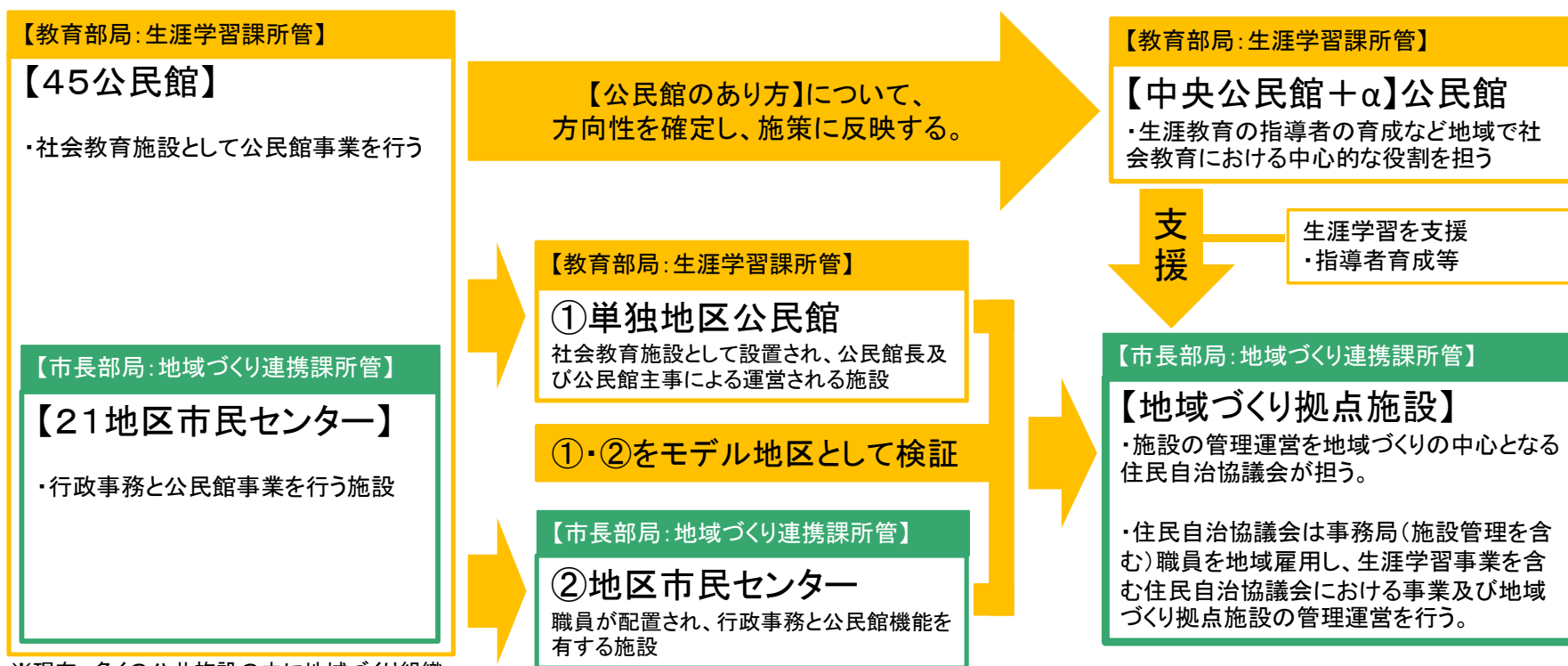
## ○松阪市住民自治協議会設立準備委員会

### 「松阪市住民自治協議会の設立に伴う協議事項(最終報告)」【令和2年10月】

コミュニティセンター化(移行段階)

コミュニティセンター化については、令和3年4月からの協議を踏まえ、段階的に地域による管理運営(一部移管、管理委託、指定管理など)に移行していきます。

# 地域づくりの拠点施設 イメージ流れ図



4

※現在、多くの公共施設の中に地域づくり組織  
住民自治協議会(事務局)が設置されている。

# モデル地区の選定

---

地域づくりの拠点施設(仮称:コミュニティセンター)となる公共施設の運営については、松阪市地域づくり組織条例により認定した住民自治協議会が地域の主体となり、施設の管理運営を担う。

モデル地区としては、現在、住民自治協議会の事務局が設置される主な公共施設である地区市民センター及び単独地区公民館をそれぞれ対象として選定する。

- 地区市民センター【地域づくり連携課所管】

現在、職員が配置され、行政事務と公民館機能を有する施設

- 単独地区公民館【生涯学習課所管】

現在、社会教育施設として設置され、公民館長及び公民館主事による運営される施設

# モデル地区における方針と検証事項

地域づくりの拠点施設(仮称:コミュニティセンター)となる公共施設の運営のモデルでは、現在の施設管理業務における地域と市の役割を整理し、地域の役割は、施設管理を主体とし、業務は必要な最低限とする。

当該地域(住民自治協議会)へは、施設管理費とは別に地域づくりを行う為の人的支援を積算(施設管理に伴う人件費を含む)し、委託金又は交付金の形で手当する。

- モデル地区の運営体制(支援の検証)

- 施設管理に伴う組織運営体制の検証

- モデル地区の運営状況(業務の検証)

- 地域業務を整理したことによる住民への影響

- ・地区市民センターについては、業務の統廃合に伴う影響

- ・単独地区公民館については、一部業務の追加したことによる影響

# 今後のスケジュール(案)

令和3年度

- 研修会【10月】
- アンケート(モデル地区選定に伴う意向調査)実施
- モデル地区の選定
- 講演会【2月】

令和4年度

- 公民館の方向性と施策
- モデル地区へ業務引継
- 管理運用体制の調整
- 条例制定【条例改正】
- 指定管理者【議会承認】

令和5年度

- モデル地区による指定管理制度を活用した運用開始
- 検証作業と制度確立